

第 5 2 号議案

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

種別	使用時間区分	午 前	午 後	全 日	宿 泊
		午前 9 時～ 午後 1 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 2 時から翌日 の午前 1 0 時
ホ ー ル		1,330円	1,330円	2,460円	
教 室		720円	720円	1,230円	
実 習 室		1,020円	1,020円	1,850円	
会 議 室		610円	610円	1,020円	
コテージ（4人用）				4,000円	8,000円
キャンプサイト				1,620円	3,240円

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料の 3 割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の 5 割相当額を加算する。
- 3 前 2 項の規定により計算した額に 1 0 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 宿泊施設「キャンプサイト」の使用時間及び使用料の規定を設けること。
- 2 この条例は、平成31年5月1日から施行すること。